

平成20年9月11日（木）

日程第31 議案第12号 市道の認定及び廃止について

○議長（中上良隆君）日程第31 議案第12号市道の認定及び廃止について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）1件だけ気になるので。

16路線の認定ということで、この参考資料を見せていただいたんですが、非常にわかりやすい地図で、ちょっと現場が確認できていません。そのことを前置きして、番号1661番、気になるのは幅員なんですけど、その他15路線については4m以上はあります。しかし、この1661の路線については幅員が2m50cmということに議案の資料ではなっているんですが、私の認識では、市道の場合、4m以上とかではなかったかなと。

質問したいのは、こうした非常に狭い道路を市道認定して、事故であるとかそうしたトラブル等も発生するかどうかと思うんですが、狭いところで2m50cm、幅員のない市道について認定をしていくと、どうしてもやっていかんなんというようなあたり、ちょっと説明いただけますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）この路線につきましては、京奈和自動車道の側道の路線がほとんどでありまして、その中で、現道の市道がまずそこで分断されるということで、一応、分断された区間について、4mから2m50cmというのは既設の市道の幅員までの接続ということで、この2.5mから4mということになっております。新設のところにつきましては

すべて4m以上ということで、既設の市道に取り合わせ部分とか現道がありますので、その幅員の幅をもって2.5mから4mという位置づけにしております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）拡張といいますか、4m以上に改修をして市道認定していくということではできないのでしょうか。新たに市道認定をするわけですから、安全に通行できると思いますか、そうした最低限の保障はしておくべきだと思うんですが、再度伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）京奈和自動車道の側道に伴います市道のつけかえとかでありますので、すべて市道自身がかなりの延長がある場合、この中山支線につきましてはすべて555mですけども、その中でも既設もありますので、そこまで国のほうにおいて全線広げてくれと、やはり、この京奈和自動車道の側道の工事範囲の中で取り合わせのできる場所ということで、こういった形になっております。何kmもあるとか、そこまで国のほうでやってくれたらありがたいんですけども、やはり、現道との取り合わせということの認識で考えていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第32 議案第13号 字の新設について

○議長（中上良隆君）日程第32 議案第13号字の新設について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、総務委員会に付託いたします。

日程第33 議案第14号 訴訟の提起について

○議長（中上良隆君）日程第33 議案第14号 訴訟の提起について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番 中谷君。

○16番（中谷 晋君）ちょっと一、二点お伺いいたします。

一点、訴訟の要旨ですけれども、公文書については不勉強でわからないのでお聞きするんですけれども、2の関係でブロック積みの擁壁を設置せよ云々とありますけれども、当然、本件については、ブロックを積むということになってきたら、境界の明示等をしもっていかないかと思うんです。本場所については筆界未定のままで今まで来ておるので、その辺を含んだもので訴訟というふうに認識するんで、それには間違いないので、公文書でそういう何が出てくるのかどうかということと、それから、1のほうで、隣接の水田の上に堆積した云々という表現があるので、こういう表現で公文の内容があるのか、出ていくんかということとは、訴訟の提起者が当然市になるやろうと思うんだけど、その隣接した田んぼの持ち主の人も提供者に連名でなるのかどうかということ。その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）この訴訟につま

しては、擁壁ですけども、擁壁を設置せよという内容も入っております。これについては、先ほど議員ご指摘のとおり、境界明示されておられません。その関係で、裁判でその地籍を確定していくということになってきます。

それで、もう一点でございますが、コンクリート片のブロックが入ってきたと。それを他の所有者と一緒にということでございますか。

○議長（中上良隆君）市単独でいくんか、地主と連名でいくんか。

○経済部長（山本重男君）これは市単独でいきます。というのが、地主のほうへ、この仮水路をつくるにつままして、うちのほうから土地をお借りしております。そういう関係で、うちのほうは相手に対しまして損害賠償の請求をしていくことになります。そういうことの中で、市として単独でやっていくことです。訴訟をするということです。その費用を、借り賃も含めた中で、市の損害賠償を請求するということです。単独でやります。

○議長（中上良隆君）16番 中谷君。

○16番（中谷 晋君）説明は理解します。理解するけれども、公共物の上に乗っかっている記載のブロック塀については当然この訴訟の中でとりなさいよということになるやろうと思うんだけど、民地まで流れていってそこにとまっておるものをとれという表現になってあるので、そのものについては、裁判の対象にするのかどうかということをお聞きしたんですけれども、それは市単でいきますということですので、それはそれで了解します。

ということと、もう一点、これは要望ですけれども、本災害場所だけの筆界確認の訴訟だけで終わるつもりでは恐らくないやろうと思うんです。長狭物になるんで、当然、上流側のブロックの境界も関連して出てくるやろうと、下流側も出てくるやろうと思うんです。

そこらの辺は裁判の中で争うていく用意があるというふうに認識させてもろてよろしいかどうか。それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）現在、大雨によりまして崩壊したのが22mでございます。今要求しているのが崩壊のおそれがある部分も含んでおります。ということで、境界明示というのがその裁判上でやっぱり争わせていくということになってきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、16番議員からもあったんですけども、今の答弁の中にもあったんですが、実際にこの現場を見ますと、いつ崩れてもおかしくないような部分というのは、多分、今回の範囲に入っているのかどうかわかりませんが、すぐ南西というんでしょうか、道から見て左側の部分ですね。そこもあるんですけども、その奥のほう、池のほうとか、あの辺も非常に危ない部分があります。市のほうで昨年、仮水路をつけていただいておりますけれども、この裁判が終結して勝訴した場合、今後、市のほうとしては、今の仮水路をどのように水路の復旧を考えていかれるのか。また、取水のところから途中、今回の相手方になるところの敷地なんかも通っていますので、そのあたりも含めて訴訟の提起をしていただきたいと思いますけれども、どのような計画でこの復旧をしていくのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）その工事につきましては、擁壁をL字型といたしまして、そういうふうな工法でやっていくつもりでおります。それで、その擁壁については相手のほうになりますので、相手に擁壁の安全対策をせよという訴訟になってまいります。水路について

は、現水路のところへ同じように、U字型というんですかな、三面張りでやっていくことになるわけですけども、擁壁自体は相手にしろという訴訟でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）もう一度。

そしたら、この裁判が仮に、わからないですけども、勝訴となって、相手が擁壁はちゃんとしたと。ただ、水路の部分がそれで片づくんかという、水路の分も損傷を受けておる部分もあるかと思えます。もちろん、その分も損害賠償でということなんですけど、要するに、最終的にこの問題が解決した時点で、もとの現状に復帰するというような形になるのか、よりこういった可能性がないような形で新たにこの水路を確保していくのか。その計画についてご答弁をお願いします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）裁判がきちっとついた時点で工事にかかります。相手が擁壁をするのか、しないのか。裁判が決着がつかなくても、してくれるかどうかわかりませんが、もししてくれなかった場合は、市のほうでそれを施工していくというふうになります。それについて損害賠償を請求していくということになりますけど、きちっとできた時点で、今の崩壊しました水路も現状復帰ということで考えております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第14号 訴訟の提起につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第34 議案第15号 控訴上の和解につ いて

○議長(中上良隆君)日程第34 議案第15号
控訴上の和解についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第15号 控訴上の和解につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第35 議案第16号 橋本市特別職報酬 等審議会条例の一部を改正する 条例について

○議長(中上良隆君)日程第35 議案第16号
橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正
する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)それでは、議案第16号
について説明を申し上げます。

橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改
正する条例についてであります。これは、地
方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、
所要の改正を行うものであります。議員各位
には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りませ
んようお願い申し上げます。

○議長(中上良隆君)市長の説明が終わりま
した。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中上良隆君)以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明9月12日から9月21

日までの10日間は委員会審査等のため休会とし、9月22日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長(中上良隆君)この際、各委員会の開催日程表等について日程表を配付いたさせます。

(職員・日程表配付)

○議長(中上良隆君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後3時54分 散会)